

うきは市人権・同和問題市民意識調査

調査についてのお願い

市民の皆様には、日ごろから市政に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

うきは市では、一人ひとりの違いを認め合い、人権が尊重される社会の実現を目指し、「うきは市人権教育・啓発基本計画」に基づいた様々な人権施策を推進しており、その推進にあたって市民意識調査を行っています。

現代社会においては、情報化や国際化、少子高齢化や人権意識の高まりなど、社会情勢の変化により、人権課題としてとらえるべき事象は拡大してきました。

今回実施いたします調査では、市民の皆様から人権問題についてのお考えをお聞かせいただくことで、人権問題に関する市民意識の現状を把握し、人権問題の解決に向けて取り組んできた成果と課題を明らかにすること、今後のうきは市人権教育・啓発についての方策を検討するための基礎資料として活用することを目的としております。

うきは市では、今後も人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいります。このたびの調査は、そのための大切な資料となります。お忙しいところ誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解のうえ、ぜひ調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和6年（2024年）8月

うきは市長 権藤 英樹

ご記入にあたってのお願い

- 回答は、あて名のご本人様のみがお答えください。ご本人が記入することが難しい場合は、代理の方がご本人の回答を確認して代筆してください。
- 調査票への記入は、なるべく黒の鉛筆かボールペンでお願いします。
- 記入の仕方は、原則として該当する項目の番号を○で囲んでください。
- 記入していただく○の数は、それぞれの質問に「一つ」、または「すべて」など断り書きがある場合はそれに従ってください。
- 記入が終わりましたら、調査票をそのまま返信用封筒に入れて8月26日（月）までにポストにご投かんください。
- この調査の結果は、すべて統計的に処理され、調査目的以外に使用することはありませんので、あなた自身の回答の内容が外部に漏れることはございません。
- 調査の対象は、令和6年（2024年）8月1日現在うきは市内にお住いの18歳以上の2,000人を無作為で抽出しております。（同一世帯で複数の通知が届く場合がありますが、ご了承ください。）

調査に関するお問い合わせ先

うきは市 人権・同和対策室 電話：0943-75-4984

FAX：0943-75-3114

このアンケートを分析するのに必要な項目です。あなたのこ
とについておたずねします。

あてはまるものを一つ選んで○をつけてください。

あなたの年齢について教えてください。

1. 29歳以下 2. 30歳～39歳 3. 40歳～49歳
4. 50～59歳 5. 60歳～69歳 6. 70歳以上

*令和6年（2024年）8月1日現在で記入してください

| 人権全般についておたずねします。

問1 現在の日本社会には様々な人権問題がありますが、
あなたは人権問題にどの程度関心を持っていますか。
あなたの考えに近いものを一つ選んで○をつけてく
ださい。

1. かなり関心がある
2. 関心がある
3. あまり関心がない
4. 関心がない

問 2 あなたはどの人権問題に関心がありますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 同和問題
2. 女性の人権に関する問題
3. 子どもの人権に関する問題
4. 高齢者の人権に関する問題
5. 障がい者の人権に関する問題
6. 外国人の人権に関する問題
7. 様々な感染症に関する人権問題
8. インターネット上の人権に関する問題
9. 性的マイノリティに関する人権問題
10. その他の人権問題 ()
11. 特に関心がない

問 3 あなたは、これまで自分が「差別をされた」あるいは「人権が侵害された」と感じたことがありますか。
あてはまるものを一つ選んで○をつけてください。

1. ある
2. ない
3. わからない
4. 覚えていない

問 4 問 3 で「ある」と回答された方におたずねします。
あなたが、「差別をされた」あるいは「人権が侵害された」と感じた場所はどこですか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 学校
2. 職場
3. 家庭
4. 地域社会
5. それ以外
6. 覚えていない

問5 あなたは、自分の人権が侵害された場合、どのように対処しますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 何もせずにがまんする
2. 自分で直接抗議する
3. 友人・知人や家族に相談する
4. 人権擁護団体やNPOなどの民間機関、弁護士に相談する
5. 行政や人権擁護委員、警察・法務局など公的機関に相談する
6. その他、マスコミ等に訴える
7. わからない

問6 次の法律や条例等について、あなたはどの程度知っていますか。

あてはまるものに○をつけてください。

	内容をよく 知 っ て い る	内 容 を 少 し は 知 っ て い る	内 容 を 少 し は 言 葉 だ け は 知 っ て い る が 内 容 は 知 ら な い	ま つ た く 知 ら な い
1. うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例	1	2	3	4
2. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	1	2	3	4
3. 障害者差別解消法	1	2	3	4
4. ヘイトスピーチ解消法	1	2	3	4
5. 部落差別解消推進法	1	2	3	4
6. 虐待防止法（高齢者、児童ほか）	1	2	3	4
7. 世界人権宣言	1	2	3	4

問7 人権侵害に対する相談や救済に関する制度について、
あなたが最も必要と思うものは何ですか。
あてはまるものを一つ選んで○をつけてください。

1. 人権侵害の被害者を救済する法の整備
2. 人権侵害を禁止する法の整備
3. 人権が侵害された時の対処の仕方を学ぶ学習会や研修会
4. 公的な人権相談窓口の設置
5. 民間の人権相談窓口の設置
6. 特に必要なことはない
7. その他 ()

問8 あなたは、現在または過去の仕事（職場）の中で、
人権問題の研修を受けたことがありますか。
あてはまるものを一つ選んで○をつけてください。

1. 繰り返し研修を受けている（いた）
2. 研修を受けたことがある
3. 研修を受けたことがない
4. 覚えていない

問9 あなたは、様々な人権問題の歴史や現状、問題解決
のための活動や行政の取り組みなどに関する学習を、
学校教育の中で受けたことがありますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 小学校の学習の中で受けた
2. 中学校の学習の中で受けた
3. 高校の学習の中で受けた
4. 専門学校・大学の学習の中で受けた
5. どの学校時代にも受けたことがない
6. 覚えていない

2 同和問題についておたずねします。

問 10 部落差別についてあなたが初めて知ったのは、いつ
ごろでしょうか。

あてはまるものを一つ選んで○をつけてください。

1. 小学校入学前
2. 小学生のとき
3. 中学生のとき
4. 高校生のとき
5. 専門学校生・大学生のとき
6. 就職してから
7. 覚えていない
8. 同和問題のことを知らない

問 11 あなたが部落差別について初めて知ったのは、誰か
ら（何から）でしょうか。

あてはまるものを一つ選んで○をつけてください。

1. 家族・親族から
2. 近所の人・友人や職場の人から
3. 同和地区の人から
4. 学校の授業の中で
5. 同和問題の集会や研修会で
6. 市や県の広報や冊子から
7. テレビやラジオ・新聞等のマスコミを通じて
8. インターネットで
9. 覚えていない
10. 同和問題のことは知らない
11. その他 ()

問 12 あなたが部落差別を初めて知った時、真っ先に思ったことは次のうちどれですか。

近いものを一つ選んで○をつけてください。

1. 差別はなくさないといけないと思った
2. 差別をすることに対して怒りを覚えた
3. 差別を受けている人たちは気の毒だと思った
4. 自分には関係がないことだと思った
5. 覚えていない
6. 同和問題のことは知らない
7. その他 ()

問 13 同和問題の中で、どのようなときに差別があると思いますか。

あなたの考えに近いものに○をつけてください。

	差別はある	差別はない	わからない
1.進学などの教育の面で	1	2	3
2.就職に際して	1	2	3
3.結婚に際して	1	2	3
4.職場の中で	1	2	3
5.地域社会の付き合いの中で	1	2	3
6.土地や住宅の取引で	1	2	3
7.投書や落書き、ネット上などで	1	2	3

問 14 次の制度は同和問題を解決するための運動をきっかけとして生まれた制度であることを知っていますか。
知っているものすべてに○をつけてください。

1. 小・中学校の教科書を無償で国が支給すること（義務教育教科書無償制度）
2. 他人の戸籍や住民票の閲覧（見ること）が制限されていること（戸籍・住民票の閲覧制限）
3. 就職試験を受けるための応募用紙（願書）の内容を国が定めていること（全国高等学校統一応募用紙）
4. 小・中学校の1学級の人数を40人台から30人台にしたこと（30人学級の実現）
5. いずれもよく知らない

問 15 結婚や就職のときに、その相手方などの身元調査や信用調査をすることについてどう考えますか。
あなたの考えに最も近いものを一つ選んで○をつけてください。

1. 調査はしてはならない
2. 調査はやめたほうがよい
3. 調査はやむを得ないことだ
4. 調査は当然必要なことだ
5. わからない

問 16 あなたにお子さんがいると仮定して、そのお子さんが同和地区（被差別部落）の人と結婚しようとする場合、あなたはどのように対応しますか。あなたの考えに近いものを一つ選んで○をつけてください。

1. 自分は反対であり、結婚は認めない
2. 同和地区（被差別部落）の人であるかないかに關係なく子どもの意思を尊重する
3. 自分としてはややこだわりがあるが、子どもの意思を尊重する
4. 自分としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない
5. 自分としては反対しないが、家族や親戚の反対があれば結婚は認めない
6. わからない

問 17 同和問題に関するあなたの考え方についておたずねします。あなたの考えに最も近いものを一つ選んで○をつけてください。

1. 同和問題解決のため、積極的に努力したい
2. 自分は差別をしないようにしたい
3. 個人ではどうしようもない問題であるので、成り行きにまかせる
4. 自分とは直接関係のない問題である

問18 同和問題を解決するための方法について、あなたは
どのように思いますか。

あなたの考えに近いものに○をつけてください。

	そう思 う	どち らとも いえ ない	そ う 思 わ な い
1. 同和問題が正しく理解されるよう、 行政が啓発活動を推進する	1	2	3
2. 学校教育で、同和問題に関する正しい知識を教える	1	2	3
3. 当事者が差別をなくすための運動に積極的に取り組む	1	2	3
4. 自分は、同和問題解決のため積極的に努力したい	1	2	3
5. 差別をしたり、差別を利用するような場合には、法律で処罰する	1	2	3
6. 同和問題についての人権救済相談体制を充実する	1	2	3
7. 同和問題について、自由な意見交換ができる社会環境をつくる	1	2	3
8. 何もしないで、そっとしておくほうがよい	1	2	3

3 さまざまな人権問題についておたずねします。

問 19 女性の人権に関することで、問題であると思うものはなんですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 女性の社会進出を支援する制度が整っていないこと
2. 職場において給与や昇進等で格差があること
3. 職場などにおける性的いやがらせ（セクハラ）など
4. 意思決定や方針決定の場で、女性のかかわりが低いこと
5. 「男は仕事で女は家事や育児」といった男女の役割分担意識が改善されないこと
6. 人格を否定するような性的情報・メディアが多いこと
7. ドメスティックバイオレンス（DV）やストーカー問題
8. その他（ ）
9. 特はない

問 20 子どもの人権に関することで、問題であると思うものはなんですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 保護者など家庭で育児放棄や虐待を受けること
2. いじめや無視、いやがらせなどを受けること
3. 学校等で体罰や不適切な言動を受けること
4. 親の経済的な理由で部活や進学をあきらめてしまうこと
5. 子どもの意見を尊重する社会意識が不十分なこと
6. 有害な暴力的表現や性的情報が多いこと
7. 児童買春や児童ポルノなどの対象となること
8. ヤングケアラーが増えていること
9. その他（ ）
10. 特はない

※ヤングケアラー：本来大人が担うような家族の介護や世話をすることでおこる育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものこと

問 21 高齢者の人権に関することで、問題であると思うものはなんですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 自分の能力を発揮する機会が少ないこと
- 2. 高齢者の意見や行動が尊重されないこと
- 3. 年金が低額であったり無年金であったりして生活が困難なこと
- 4. 一人暮らしが多く、地域社会から孤立すること
- 5. 社会の情報化から取り残されてしまうこと
- 6. 看護や介護の面で不当な暴力や虐待を受けること
- 7. 介護・福祉・医療施設や制度が不十分であること
- 8. 悪徳商法や振り込め詐欺などの被害を受けやすいこと
- 9. その他（ ）
- 10. 特にない

問 22 障がい者の人権に関することで、問題であると思うものはなんですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 障がい者の意見や行動が尊重されないこと
- 2. 人格を否定するような差別的言動を受けること
- 3. 必要な情報を伝える配慮が不十分こと
- 4. 道路や建物などのバリアフリーが不十分なこと
- 5. 障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと
- 6. 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
- 7. 家庭や病院などにおいて不当な扱いや虐待を受けること
- 8. 介護・福祉・医療施設や制度が不十分であること
- 9. 社会活動や地域行事等に参加しにくいこと
- 10. 悪徳商法や振り込め詐欺などの被害を受けやすいこと
- 11. その他（ ）
- 12. 特にない

問 23 外国人の人権に関することで、問題であると思うものはなんですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. インターネットの書き込みやヘイトスピーチなど、不当な差別的言動を受けること
2. 差別や不利益を受けることがあるため、出身国を名乗れない人もいること
3. 外国人が意見を表明する仕組みがないこと
4. 外国人に対する理解や配慮が不足していること
5. 外国人が生活に必要な情報を手に入れられないこと
6. 外国人が就職の際や職場で不利な扱いを受けること
7. その他 ()
8. 特にない

※ヘイトスピーチ：特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動

問 24 新型コロナウイルスやハンセン病、HIVなどの感染症にかかわる人権問題に関することで、問題であると思うものはなんですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 家族や親戚、友人等からつきあいを拒絶されること
2. 感染者やその家族に対して差別的言動が行われること
3. 職場や学校で不利な扱いを受けること
4. 宿泊施設や店舗などの入店や利用を拒否されること
5. 患者や家族等のプライバシーが守られないこと
6. インターネットやSNSを使って悪意のある噂を流されたり、差別的な言動を受けること
7. さまざまな感染症について正しく理解がされておらず、誤った認識や偏見があること
8. その他 ()
9. 特にない

問 25 インターネットにかかる人権問題に関することで、問題であると思うものはなんですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 差別を助長するような表現・情報が掲載されていること
- 2. ネット犯罪に巻き込まれる危険があること
- 3. 暴力や性に関する有害な情報や画像が存在すること
- 4. ネット上でのいじめなどが発生していること
- 5. 匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくいくこと
- 6. 匿名の場合が多いため、利用者の倫理観が低下しやすいこと
- 7. 個人情報の流出などの問題が発生していること
- 8. 年齢に無関係にすべての情報にアクセスできること
- 9. 安全な利用方法（セキュリティ対策など）を講じていないこと
- 10. その他（ ）
- 11. 特はない

問 26 性的マイノリティにかかる人権問題に関することで、問題であると思うものはなんですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 職場や学校で、からかいや嫌がらせを受けること
- 2. 悪意ある噂を流されたり、差別的言動を受けること
- 3. 相談できる相手や相談機関が少ないとこと
- 4. 行政や民間サービスにおいて、同性パートナーが家族と同等の扱いを受けられない場合があること
- 5. 興味本位で見られたり、避けられたりすること
- 6. 性的マイノリティに対する理解や配慮が足りないこと
- 7. 性的マイノリティに対する誤解や偏見があること
- 8. 法令や制度などの整備が不十分であること
- 9. その他（ ）
- 10. 特はない

※性的マイノリティ：LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）などの性的指向や性自認を持つ方

問 27 あなたが、人権問題に関する知識や情報を得る上で役に立っているものは何ですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 市の広報誌「広報うきは」
- 2. 市民対象の講演会やイベント
- 3. 職場を通しての研修
- 4. 学校で行われる人権学習
- 5. マスコミの報道
- 6. インターネット
- 7. 街頭啓発
- 8. 知人や家族等との会話
- 9. 出前講座
- 10. 見たり、聞いたりしたものはない
- 11. その他 ()

問 28 うきは市で行われている次の啓発行事のうち、参加したことがあるものはどれですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 7月の同和問題啓発強調月間講演会
- 2. 12月の人権フェスティバル
- 3. 人権セミナー
- 4. 地域での出前講座
- 5. 人権に関する学校での集会や発表会など
- 6. 勤務先などの研修会
- 7. 他の講演会や研修会
- 8. いずれも参加したことがない
- 9. 開催されていることを知らない

問 29 最後に、人権・同和問題や人権教育・行政に関して、ご意見などがありましたら、記入してください。

A large rectangular box containing 20 horizontal dotted lines for writing responses.

お忙しいところご協力いただき、ありがとうございました。
同封しております返信用封筒で、8月26日（月）までに
投かんしてください。